

片瀬－市民スポーツの会（片瀬地区社会体育振興協議会）規約

（名称及び事務所）

第1条 この会は、「片瀬－市民スポーツの会」（以下「この会」という）と称し、事務所を、片瀬市民センター内に置く。

（組織）

第2条 この会は、片瀬地区内の自治会を単位とし、それぞれの自治会から選出された体育部長並びに地区の社会体育振興に熱意のある者をもって組織する。

（目的）

第3条 この会は、地域住民に社会体育の普及をはかり、健康で明るい社会の建設につとめることを目的とする。

（事業）

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 各種球技大会の開催
- (2) 各種レクリエーション事業
- (3) 市主催事業への積極的参加協力
- (4) その他、この会の目的達成に必要な事業

（役員）

第5条 この会に次の役員を置く。

- | | |
|--------------|------|
| (1) 会 長 | 1人 |
| (2) 副 会 長 | 3人以内 |
| (3) スポーツ推進委員 | 6人 |
| (4) 地区体育委員 | 7人 |
| (5) 協 力 員 | 若干名 |
| (6) 会 計 | 1人 |
| (7) 監 事 | 2人 |

（役員を選出）

第6条 この会の役員は、この会の会員のうち、会長・副会長・会計・監事は、総会において選出する。

2 監事は、この会の他の役員を兼ねることはできない。

（スポーツ推進委員、地区体育員及び地区責任者）

第7条 片瀬地区のスポーツ推進委員（「スポーツ基本法第32条」に基づく。以下「推進委員」という。）は、会長が市教育委員会に推薦する。

2 当地区の必要により、地区体育委員（以下「体育委員」という。）を置き、会長が任命する。

3 次のブロック区分に従い、各ブロックにおいて地区責任者を互選するものとする。

	ブロック名称	自治会・町内会
1	新屋敷	新屋敷親睦会・新屋敷第一町内会・新屋敷第二町内会・三部会
2	西方	西方町内会・西の原会・御行町内会
3	東り町	東り町東会・片瀬目白山町内会・片瀬中央平和会・片瀬三和会
4	片瀬山	片瀬山1丁目～5丁目各自治会
5	下の谷	下の谷本町町内会・竜の口町内会・スバナ通り町内会 湘南グリーンハイツ自治会
6	西浜・南浜	片瀬海岸二丁目町内会・西浜町内会
7	江の島	江の島東町町内会・江の島西町町内会・江の島弁天会

- 4 推進委員、体育委員及び地区責任者は、この会の事業を円滑に遂行するための企画立案を担当するとともに、この地区の体育組織の育成・助言・運営にあたる。
- 5 推進委員及び体育委員は、第3項に定めるブロック区分をそれぞれ担当する。

(役員の任務)

第8条 この会の役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を処理する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する
- (3) 会計は、会計事務を担当し処理する
- (4) 監事は、会計を監査し総会にその結果を報告する

(スポーツの会協力員の設置)

第9条 この会の事業運営を円滑に推進するため、推進委員の補佐としてスポーツの会協力員を置くことができる。

- 2 スポーツの会協力員は、会長が必要に応じて任命する。

(任期)

第10条 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 会議は、総会及び企画会とする。

- 2 総会は会長が召集し、会議の議長となる。
- 3 企画会は、会長、副会長、推進委員、体育委員、地区責任者及びスポーツの会協力員をもって構成し毎月1回開催するものとする。
- 4 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 議事は、出席者の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(顧問・相談役)

第12条 この会に、顧問並びに相談役を置くことができる。

(総会)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 年間事業計画の承認
- (2) 予算の議決及び決算の承認
- (3) 規約の改廃
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(企画会の任務)

第14条 企画会は次の事項を担当する。

- (1) 第4条に定められた年間事業計画案の策定及び実施展開に関すること
- (2) その他必要と認められる事項

(会計)

第15条 この会の経費は、次のとおりとする。

- (1) 各自治体の分担金
- (2) 市からの補助金・委託金・交付金
- (3) その他

(事務局)

第16条 この会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局長には、片瀬市民センター長をあて、書記は事務局長が定める。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(規約の改廃)

第18条 この規約の改廃は、総会にはかり出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。

付 則

この規約は、昭和49年6月28日から施行する。

付 則

この規約は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、昭和53年6月15日から施行する。

付 則

この規約は、昭和59年4月26日から施行する。

付 則

この規約は、昭和63年4月21日から施行する。

付 則

この規約は、平成10年4月24日から施行する。

付 則

この規約は、平成15年5月7日から施行する。

付 則

この規約は、平成16年4月28日から施行する。

付 則

この規約は、平成20年4月23日から施行する。

付 則

この規約は、平成24年4月25日から施行する。

付 則

この規約は、平成26年4月23日から施行する。